
AMT/NEWSLETTER

Capital Markets

2026年6月

スコープ3 温室効果ガスの排出量に係る金融商品取引法上の 開示責任に関するセーフハーバーの導入について

弁護士 廣瀬 卓生 / 弁護士 原田 寛司

Contents

- I. はじめに
- II. 今般制定されたセーフハーバーの内容とその解釈
- III. おわりに

I. はじめに

筆者らは、昨年1月、「[サステナビリティ開示\(とくにスコープ3 温室効果ガスの排出量\)に係る金融商品取引法上の開示責任の適用と新たなセーフハーバーの導入議論について](#)」というニュースレターを公表し、サステナビリティ開示の拡大に伴い問題となりうる金融商品取引法(以下「金商法」という。)の開示責任の観点から、一定のサステナビリティ情報に関して導入が議論されていた新たなセーフハーバーについて紹介した。

その後、昨年3月、SSBJ(サステナビリティ基準委員会: Sustainability Standards Board of Japan)が、日本の開示制度の下における具体的な開示基準(SSBJ 基準)を公表した。また、金融庁の金融審議会に設置された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「本 WG」という。)は、2025年7月に公表した「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」(以下「本 WG 中間論点整理」という。)において、2027年3月期から、時価総額が一定規模以上の東京証券取引所プライム市場上場会社に対し、段階的にサステナビリティ開示基準の適用を義務付ける方針を示した。

SSBJ 基準の最終化及び本 WG 中間論点整理を受け、金融庁は昨年11月、企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「企業内容等開示府令」という。)及び企業内容等の開示に関する留意事項について(以下「企業内容等開示ガイドライン」という。)の改正を行うことを公表し、今年2月に当該公表を受けたパブリックコメント(以下「本パブリックコメント」という。)の結果を公表した。改正企業内容等開示府令及び改正企業内容等開示ガイドラインは、今年2月20日から施行されている。

SSBJ 基準において要求されているスコープ3 温室効果ガス排出に係る排出量の開示(以下「スコープ3 開示」という。)においては、開示企業の統制が及ばない第三者から提供されたデータに基づき、温室効果ガス排出量の実績値開示を行わなければならないため、開示した数値の正確性につき、一定の不確実性を内包することが避けられないという問題を有している。そのような不確実性を原因として、開示企業に萎縮効果が働き、積極かつ十分な開示に対する躊躇が生じかねないとの懸念は、従前から指摘されてきたところである。

昨年1月のニュースレターにおいては、当時の本WGにおける議論の状況から、そのような萎縮効果を防ぐため、スコープ3開示が有価証券報告書において義務付けられた場合、一定のセーフハーバーが企業内容等開示ガイドラインの既存の規定の拡充あるいは規定の新設により導入される見込みは高いとしたが、今般、改正企業内容等開示ガイドラインにおいては、スコープ3開示について一定の要件を満たす場合には虚偽記載等の責任を負わないというセーフハーバーが制定され、想定されたとおりの経過を辿っていると言える。

本ニュースレターでは、当該セーフハーバーの内容を紹介するとともに、その解釈から導き出される具体的な開示内容について考えたい。

II. 今般制定されたセーフハーバーの内容とその解釈

改正企業内容等開示ガイドライン B5-16-2 においては、スコープ3 定量情報(改正企業内容等開示府令 2 号様式記載上の注意(30)d に規定するスコープ3 定量情報、すなわちスコープ3 温室効果ガス排出に関する定量情報)であって、有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合」には、当該スコープ3 定量情報が事後的に誤りであることが判明し、又は見積りの方法により算出した数値についての確定値が判明したときにおいても、虚偽記載等の責任を負うものではないという考え方が示されている。

どのような記載が「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明」に該当するかについては、「改正企業内容等開示府令 2 号様式記載上の注意(1)k(b)乃至(d)に掲げる事項を一般的に合理的と認められる範囲で具体的に記載している場合をいう」との考え方が、本パブリックコメントにおいて示されている¹。

改正企業内容等開示府令 2 号様式記載上の注意(1)k(b)乃至(d)に掲げる事項は、以下のとおりである。なお、当該事項は、本来は将来情報に適用されるものであるが、同(30)d によりスコープ3 定量情報についても準用される形をとっているため、以下では、「将来に関する事項」を「スコープ3 定量情報」と読み替えた形で記載する。

- ① スコープ3 定量情報に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因
- ② スコープ3 定量情報を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程
- ③ 情報の入手経路の確認を含むスコープ3 定量情報の適切性を検討し、評価するための社内の手続(スコープ3 定量情報の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。)

1. スコープ3 定量情報に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因(①)

まず、「①スコープ3 定量情報に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因」を記載せよ、とあるが、「その旨」は自明として、「その要因」として何を記載するかが問題となる。この点、スコープ3 定量情報は「活動量」×「排出係数」×「地球温暖化係数」という算定式による「見積り」という手法を用いて算出されることが想定されるところ、特に「活動量」については、サプライチェーンの全流域における活動量を概算することも想定されるため、そのような広汎な概算が事後的に異なる数値で算出される可能性は相応にあると考えられる。したがって、上記①については、見積りに用いた活動量として、(例えば算定技術や手法、前提の変化等により)今後異なるものが算出される可能性があり、そのため、スコープ3 定量情報が事後的に異なるものとなる可能性がある、といったような内容を記載することとなるように思われる。

2. スコープ3 定量情報を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程(②)

次に、「②スコープ3 定量情報を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程」として何を記載すべきかであるが、まず、「前提とされた事実及び仮定」については、SSB 基準において、「スコープ3 温室効果ガス排出の測定

¹ 本パブリックコメント 51 番、90 番

にあたって用いられる要素及び仮定」として「温室効果ガス排出を測定するために使用した活動量及び排出係数に関する情報並びに測定にあたって報告企業が置いた仮定」の開示が求められている²ため、これと平仄をとる形で、SSBJ 基準に沿った開示を行えば足りるということになる³。具体的には、(1)スコープ 3 定量情報を算定するにあたって用いる要素及び過程に組み込むデータを決定した方法、(2)スコープ 3 温室効果ガス排出の測定に当たり 1 次データを使用した範囲、並びに(3)スコープ 3 温室効果ガス排出の測定に当たり検証されたデータを使用した範囲を含めて開示することになる⁴。また、本パブリックコメントでは、スコープ 3 定量情報の算出に当たりどのようなパラメーターを使用したのかの情報、またなぜ当該パラメーターを選択したかの理由も、「記載するに当たり前提とされた事実」に含まれるとする考え方が示されている点⁵も留意が必要である。

そして次に、「②スコープ 3 定量情報を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程」のうち、「前提とされた…推論過程」として何を記載すべきかであるが、この「推論過程」に対応する部分は、SSBJ 基準には直接の言及がなく、解釈を要するところである。この点、本パブリックコメントにおいては、「推論過程」として具体的にどのようなことを記載すべきか明確化するよう求める声も見られたものの、これに対しては、「元々開示ガイドライン 5-16-2 で使用されていた用語を参考にしたものです、ある将来情報を開示することに合理性があるとの判断に至った一連の論理的な過程を意味するものと考えられます。」という概括的な回答がなされているにとどまっている⁶。

では、当該回答において引用されている企業内容等開示ガイドライン 5-16-2 が制定された際の 2023 年 1 月 31 日公表のパブリックコメントに遡ってみるとどうかと言えば、ここでも、具体的にどのような記載が「推論過程」として必要か、という基準までは示されていない。そうすると、「推論過程」として何を記載するかは開示企業の裁量に委ねられることとなるが、上記のとおり、スコープ 3 定量情報は「活動量」×「排出係数」×「地球温暖化係数」という算定式による「見積り」という手法を用いて算出されることが想定されるため、最低限、そのような算定式に基づいてスコープ 3 定量情報を算定していること、の記載は必要であろう。

もっとも、上記の算定式の利用は当然のことではあるので、重要なのは、三つの係数それぞれの説明ということになる。その中で、国際標準値のある「地球温暖化係数」、また業界団体や公的機関による公表値がある「排出係数」に比較して、開示企業による裁量の程度が大きくなる「活動量」の算定をどのように行ったかが、「推論過程」の説明の中での重要性が相対的に高くなるように思われる。

すなわち、スコープ 3 定量情報を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定(あるいはスコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素及び仮定)から、どのようにスコープ 3 定量情報の算定基礎となる「活動量」等を算定しているのか、その過程を、合理的な範囲でなんらか記載することが求められている、ということと考えられるが、これをどのように記載するかは、表現方法も含め、かなり幅のある話ではあるように感じられる。「推論過程」の記載として適切とされるのがいかなる内容かは、さまざまな開示の実例の集積や、金融庁が追って公表することとしている好事例集の発表により、徐々に実務が熟していくこととなるであろう。

² SSBJ「サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号気候関連開示基準」69 項、63 項(1)号②

³ なお、本ニュースレターでは、各論点の検討の参考としてたびたび SSBJ 基準を参照しているが、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)からは、「SSBJ 基準のすべての定めに基づいていない場合には、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連記載事項において、SSBJ 基準に言及することは(表現によっては)不適切となる」旨の注意喚起がなされている。実際の開示においては、不適切とされる開示にならないよう、注意を要する(具体的にどのような表現が不適切とされるかは、SSBJ「有価証券報告書における SSBJ 基準への言及について(注意喚起)」(2026 年 5 月 29 日)を参照のこと。)

⁴ SSBJ「サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号気候関連開示基準」72 項

⁵ 本パブリックコメント 56 番

⁶ 本パブリックコメント 51 番

3. 情報の入手経路の確認を含むスコープ 3 定量情報の適切性を検討し、評価するための社内の手続(スコープ 3 定量情報の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。)(③)

最後に、「③情報の入手経路の確認を含むスコープ 3 定量情報の適切性を検討し、評価するための社内の手続(スコープ 3 定量情報の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。)」として何を記載すべきかであるが、おそらく、企業の開示担当者として、①乃至③の中で、何を記載するかについてイメージが直ちに湧きづらいのは、この③の項目なのではないかと推察する。

本パブリックコメントにおいても、「どのような社内手続の記載が求められているのか不明確であるため、具体的な記載例やガイダンスを提供いただきたい」という問いかけがなされているが、これに対して明確な回答はなされていない⁷。改正企業内容等開示府令の書きぶりからすると、少なくとも「スコープ 3 定量情報の開示に対し責任を有する機関又は個人…の名称又は役職名及び役割」の情報の記載は必要であり、それに加えて、「スコープ 3 定量情報の適切性を検討し、評価するための社内の手続」についてなんらか説明する必要があるということになる。

この点、「機関又は個人」については、SSBJ 基準が一定の参考となる。SSBJ 基準には、「サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示しなければならない。」という規定があり⁸、なぜこのような開示を要求するかについて、「企業が公表するサステナビリティ関連財務開示について、どの時点までの情報が開示に含まれているか、また、どの機関又は個人が公表を承認したのかに関する情報は、主要な利用者がサステナビリティ関連財務開示を理解するために必要な情報と考えられる。これらの開示は、IFRS S1 号では要求されていないものの、本基準では、これらの情報についての開示を求めることとした。」という「結論の背景」が説明されている⁹。現在、IFRS 適用会社は、IAS10 号に沿って財務諸表の公表を承認した機関又は個人を記載することとなっており、具体的な事例を見ると、(サステナビリティ関連財務開示も含む)財務諸表の承認主体として、CEO や CFO など、経営サイドの最高責任者クラスを記載している例が多いように見受けられる。

上記のとおり、改正企業内容等開示府令 2 号様式記載上の注意の文言が、全体として SSBJ 基準や IFRS 基準と類似した建て付けとなっているところからすれば、IFRS 適用会社による財務諸表の承認主体の記載と同様に、「スコープ 3 定量情報の開示に対し責任を有する機関又は個人」としては、有価証券届出書乃至有価証券報告書の承認主体としての経営サイドの最高責任者を記載すればひとまず足りるようにも思われる。

もっとも、「機関又は個人」だけでなく、スコープ 3 開示に至るまでの「社内の手続」を開示せよという趣旨に鑑みると、最終的な責任者の記載というよりは、サステナビリティ開示を統括している部門やこれを検討・評価する部門があるような企業については、そういった部門についての情報を開示することが適切である、という考え方はあるかもしれない(CEO や CFO が開示全体の責任を最終的に負うのは当然ではあるため、ここで要求されているのは、もう少しスコープ 3 開示の実務に近い主体が想定されているのではないか、という推察による。)

次に、「社内の手続」として、どのような記載をすべきかという点については、筆者らとしても現時点で確たるイメージがあるわけではない。ここで俯瞰的な視点から一つ参考となるのは、本パブリックコメントの中で、セーフハーバーの適用を受けるために改正企業内容等開示府令 2 号様式記載上の注意(1)k(b)乃至(d)の事項を一般的に合理的と考えられる範囲で具体的に記載されることが必要な理由として、「上場会社等が金商法や上場規則の要請により一般に有している管理体制等を前提とすれば、将来情報やスコープ 3 定量情報の記載に当たり、各企業において実際に検討された前提事実・仮定、推論過程や情報の適切性を評価等するための社内手続が合理性・具体性をもって開示されていれば、将来情報やスコープ 3 定量情報について一定の合理性が確保されていると考えられることに加え、投資者としては、そうした推論過程や社内手続の開示を元に投資判断ができると考えられるためです。」という回答がなされている点である¹⁰。

⁷ 本パブリックコメント 58 番

⁸ SSBJ「サステナビリティ開示ユニバーサル基準 サステナビリティ開示基準の適用」70 項

⁹ SSBJ「サステナビリティ開示ユニバーサル基準 サステナビリティ開示基準の適用」BC139 項

¹⁰ 本パブリックコメント 90 番

この回答は、端的に、今回のセーフハーバーの制定の背後にある考え方を示すものであると考えられる。すなわち、スコープ 3 定量情報の開示は、とくに機関投資家の投資判断にとって重要性を有し、その開示を求めるニーズは強く、投資家は、当該開示企業によって開示されているスコープ 3 定量情報に依拠して投資判断を行うことになる。金商法の開示規制の本質は、開示企業に十分な情報開示を行わせることによって、投資家による投資判断を正しい形で自己責任に委ねるところにある。そのため、自己責任を負担させる前提としての情報開示が不適切なものであった場合、開示企業は一定のサンクションを受けることになる。

改正企業内容等開示ガイドライン 5-6-2 は、本来は不正確なものであってはならない情報開示について、スコープ 3 定量情報の開示が不可避免的に内包する算出過程・結果の不確実性という特殊性に配慮し、開示内容に本来求められる客観的な正確性の要求をある程度緩和し、一定の「確からしさ」を備えた情報開示をもって、投資家に自己責任を課すことを許容するものであると言える。本パブリックコメントの上記の回答からすると、「社内の手続」の開示としてコンセプチュアルに求められているのは、投資家が、「このような体制の下で、このような手続を経て開示されている情報であれば、一定の不確実性は内在するにせよ、投資判断を行ううえでの信頼には足りるであろう」と判断しうるような情報、ということになると考えられる。

スコープ 3 定量情報の開示義務を負うことになるのは、東証プライム市場の上場会社で、すでに一定の管理体制等を有しており、中には、上記で例示したように、サステナビリティ開示を統括して所管するような部門を有する企業も少なくない。そういった企業は、スコープ 3 定量情報の開示を担当する部門が、どのように情報を取得して算定し、その結果を評価して開示の判断に至っているか、そのプロセスについて一定の解像度の記載を行うことをもって、「社内の手続」について開示していると整理することになるのではないかと考える。

いずれにせよ、サステナビリティ開示に関する取り組み方やその体制については、開示企業ごとの変数が大きい点ではあり、上記①②にも増して、さまざまな開示の仕方がありうるところであろう。どのような開示をもって「社内の手続」の開示として適切と言えるかについては、やはり今後の実務の集積の中で、開示企業それぞれの落ち着きどころが醸成されていくことになると考えられる。

III. おわりに

改正企業内容等開示ガイドラインは、スコープ 3 定量情報に内在する特殊性(不確実性)に着目して一定のセーフハーバーを設け、開示情報の真実性に対する結果責任を一定程度緩和した。これは、開示企業による萎縮を防ぎ、投資家にとって有用なサステナビリティ情報の積極的な開示を後押しする制度として注目に値する。

もっとも、今般制定されたセーフハーバーの適用を受けるため、どのような内容をどこまで開示する必要があるかについては、上記で縷々述べたように、その背景となった本 WG における議論、パブリックコメント、SSBJ 基準等を参照しても、必ずしもクリアではなく、開示企業の判断や裁量に委ねられているとみられる部分が少なくない。今後さまざまな開示実例が登場する中で、あるべき開示についての議論の進展と深化が待たれるところである。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 廣瀬 卓生 (takuo.hirose@amt-law.com)
弁護士 原田 寛司 (kanji.harada@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

 - AMT/NEWSLETTER Capital Markets 発行責任者
弁護士 吉井一浩、甲立亮、先山雅規、原田寛司